

今年4月分（6月受け取り分）からの年金額の改定について

<国民年金機構のHPより>

(Q&A)

平成27年4月分（6月15日支払分※1）の年金額からは、賃金上昇率（2.3%）に特例水準の解消（マイナス0.5%）及びマクロ経済スライド（マイナス0.9%）をあわせ、3月分までの年金額に比べ、基本的に0.9%の増額※2となります。

※1 平成27年5月分以降の年金が全額支給停止となる方などについては、5月15日にお支払いします。

※2 厚生年金の報酬比例部分について、一部の方（原則として昭和12年度以降生まれの方）はすでに特例水準の全てまたは一部が解消しているため、この場合は0.9%よりも高い増額となります。

また、お生まれの年度や加入期間（特に直近の被保険者期間のみの場合）などにより、増額幅が0.9%に満たない場合、または増額とならない場合があります。公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金の上昇率が物価の上昇率よりも小さい場合には、賃金上昇率で改定することになっています。平成27年度の年金額は、賃金上昇率（2.3%）が物価上昇率（2.7%）よりも小さいため、賃金上昇率（2.3%）によって改定されます。

また、平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額は据え置く措置（物価スライド特例措置）が講じられたため、法律が本来想定していた年金額（本来水準）に比べ、2.5%高い年金額（特例水準）が支払われていました。この特例水準について、段階的に解消する法律が平成24年11月に成立したため、平成25年10月からマイナス1.0%、平成26年4月からマイナス1.0%が行われ、残った差の解消として平成27年4月にマイナス0.5%が行われます。

さらに、現役世代人口の減少等を考慮したマクロ経済スライド（マイナス0.9%）による年金額調整が開始されるため、平成27年4月分（6月受け取り分）の年金額からは、賃金上昇率（2.3%）に特例水準の解消（マイナス0.5%）及びマクロ経済スライド（マイナス0.9%）をあわせ、3月分までの年金額に比べ、基本的に0.9%の増額となります。

=====

Q. これまで受給していた満額の老齢基礎年金（772,800円/年）は、平成27年4月分から

プラス 0.9%の年金額改定が行われることで、何円になりますか。また、どのような計算が行われているのですか。

A これまでの年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず年金額は据え置く措置をとった時の計算式に基づき算出しています（特例水準）。満額の老齢基礎年金の計算式は以下のとおりで、平成 16 年改正前の規定に定める額（804,200 円）に「平成 26 年度の政令で定める特例水準の改定率（0.961）」を乗じて算出した 772,800 円が満額の老齢基礎年金となります。

<平成 26 年 4 月分から平成 27 年 3 月分までの年金額（満額の老齢基礎年金）の計算式>

$$\begin{array}{rcccl} 804,200 \text{ 円} & \times & 0.961 & \ni & 772,800 \text{ 円} \\ \text{平成 16 年改正前の規定に} & & \text{平成 26 年度の政令で} & & \text{年金額} \\ \text{定める特例水準の額} & & \text{定める特例水準の改定率} & & \end{array}$$

平成 27 年 4 月分からの年金額は特例水準が解消され、法律が本来想定している水準（本来水準）での計算式に基づき算出します。改定後の満額の老齢基礎年金の計算式は以下のとおりで、平成 16 年改正後の規定に定める額（780,900 円）に「平成 27 年度の政令で定める改定率（0.999）」を乗じて算出した 780,100 円が満額の老齢基礎年金となります。

<平成 27 年 4 月分からの年金額（満額の老齢基礎年金）の計算式>

$$\begin{array}{rcccl} 780,900 \text{ 円} & \times & 0.999 \text{ ※1} & \ni & 780,100 \text{ 円} \\ \text{平成 16 年改正後の} & & \text{平成 27 年度の政令で} & & \text{年金額} \\ \text{規定に定める額} & & \text{定める改定率} & & \end{array}$$

※1 0.999（平成 27 年度の政令で定める改定率）

$$= 0.985 \text{（平成 26 年度の政令で定める改定率）} \times 1.014 \text{ ※2（改定率を改定する率）}$$

※2 1.014（改定率を改定する率）

$$\ni 1.023 \text{（名目手取り賃金変動率）} \times 0.991 \text{（マクロ経済スライドの調整率）}$$

平成 27 年 4 月分からの年金額は本来水準の計算式に基づき算出しており、平成 26 年水準からの改定率はプラス 1.4%です。今回の改定率（0.9%）との差の 0.5%分は特例水準の残り分ですが、本来水準と特例水準は算定の基礎となる年金額が異なり、両者の差は厳密には 0.5%となっておりません。このため、これまでの年金額（特例水準）そのものにプラス 0.9%

(1.009) を乗じて、平成 27 年 4 月分からの年金額となりませんのでご留意願います。

Q. なぜ、平成 27 年 4 月分からの年金額が上がったのですか。

A 公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金の上昇率が物価の上昇率よりも小さい場合には、賃金上昇率で改定することになっています。平成 27 年度の年金額は、賃金上昇率 (2.3%) が物価上昇率 (2.7%) よりも小さいため、賃金上昇率 (2.3%) によって改定されます。

また、平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額は据え置く措置 (物価スライド特例措置) が講じられたため、法律が本来想定していた年金額 (本来水準) に比べ、2.5% 高い年金額 (特例水準) が支払われていました。この特例水準について段階的に解消する法律が平成 24 年 11 月に成立したため、平成 25 年 10 月からマイナス 1.0%、平成 26 年 4 月からマイナス 1.0% が行われ、残った差の解消として平成 27 年 4 月にマイナス 0.5% が行われます。

さらに、現役世代人口の減少等を考慮したマクロ経済スライド (マイナス 0.9%) による年金額調整が開始されるため、平成 27 年 4 月分 (6 月受け取り分) の年金額からは、賃金上昇率 (2.3%) に特例水準の解消 (マイナス 0.5%) 及びマクロ経済スライド (マイナス 0.9%) をあわせ、3 月分までの年金額に比べ、基本的に 0.9% の増額となります。

※厚生年金の報酬比例部分について、一部の方 (原則として昭和 12 年度以降生まれの方) はすでに特例水準の全てまたは一部が解消しているため、この場合は 0.9% よりも高い増額となります。

Q. 賃金の上昇率が 2.3% であるにもかかわらず、平成 27 年 4 月分からの年金額の増額が 0.9% なのはどのようにしてですか。

A 公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われますが、これに加えて平成 27 年 4 月分からの年金額改定では、以下のことが行われます。

(特例水準の解消)

平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額は据え置く措置 (物価スライド特例措置) が講じられたため、法律が本来想定していた年金額 (本来水準) に比べ、2.5% 高い年金額 (特例水準) が支払われていました。この特例水準につ

いて、段階的に解消する法律が平成 24 年 11 月に成立したため、平成 25 年 10 月からマイナス 1.0%、平成 26 年 4 月からマイナス 1.0%が行われ、残った差の解消として平成 27 年 4 月にマイナス 0.5%が行われます。

(マクロ経済スライド)

平成 16 年の年金制度改正において導入された「マクロ経済スライド」による調整が開始されます。これは、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう物価や賃金の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みであり、平成 27 年 4 月にマイナス 0.9%の調整が行われます。

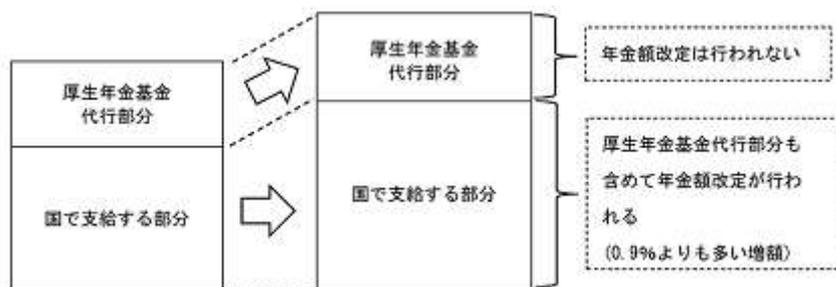
この結果、平成 27 年 4 月分 (6 月 15 日支払分) の年金額からは、賃金上昇率 (2.3%) に特例水準の解消 (マイナス 0.5%) 及びマクロ経済スライドによる調整 (マイナス 0.9%) をあわせ、3 月分までの年金額に比べ、基本的に 0.9%の増額となります。

※厚生年金の報酬比例部分について、一部の方 (原則として昭和 12 年度以降生まれの方) はすでに特例水準の全てまたは一部が解消しているため、この場合は 0.9%よりも高い増額となります。

Q. 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようになりますか。

A 厚生年金基金から年金を受けている方の年金額は、国 (機構) からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。

平成 27 年 4 月分からの年金額は、3 月分までの年金額と比較して、この合計額からおおよそ 0.9%引き上げられますが、厚生年金基金の代行部分については、物価・賃金の変動による改定、特例水準の解消及びマクロ経済スライドによる調整が行われないため、厚生年金基金の代行部分にかかる引き上げ分は、国からお支払いする年金額に含まれることとなります。



※引き上げ幅の合計については、厚生年金基金から年金を受けられていない方と変わります。

せん。

Q. なぜ、平成 27 年 4 月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き上げ幅が 0.9% となっていないのですか。

A 平成 27 年 4 月分からの年金額については、付加年金に物価スライド改定がないこと、厚生年金基金から年金を受けている方の改定ルールなどにより、平成 27 年 3 月分までの年金額を 0.9% 引き上げた額と必ずしも一致するものではありません。

また、厚生年金の報酬比例部分について、下記 1.2.の方は、0.9%とは異なる引き上げ幅となる場合があります。

一部の方（原則として昭和 12 年度以降生まれの方）は既に特例水準の全てまたは一部が解消しているため、この場合は 0.9%より高い増額となります。

厚生年金保険の被保険者期間が直近の期間のみの方は、当該被保険者期間の平均標準報酬額に乗じる再評価率が、他の被保険者期間にかかる再評価率と異なるため、0.9%よりも低い引き上げ幅となるか、増額自体が行われない場合があります。

Q. 特例水準の解消とはどういうもので、いつまで行われますか。

A 平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、当時の社会経済情勢に対する影響への配慮から、年金額は据え置く措置が講じられました（物価スライド特例措置）。

このため、法律が本来想定していた年金額（本来水準）に比べ、平成 24 年度時点で 2.5% 高い年金額（特例水準）が支払われていました。

この特例水準について、現役世代（将来、年金を受け取る人）の年金額を確保し、世代間の公平を図るために、平成 25 年から平成 27 年までの 3 年間で段階的に特例水準を解消する法律が平成 24 年 11 月に成立しました（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 99 号））。

具体的には、本来水準との差である 2.5%の解消について、すでに平成 25 年 10 月からマイナス 1.0%、平成 26 年 4 月からマイナス 1.0%が行われ、残った差の解消として平成 27 年 4 月にマイナス 0.5%が行われます。

これにより、平成 27 年 4 月分からの年金額改定で特例水準は解消するため、年金額は本来

水準の額となります。

Q. 平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、年金額を引き下げずに据え置いた時期があるとのことですが、私の年金はその後に年金受給権が発生しています。この場合でも、特例水準解消（マイナス 0.5%）の対象となるのですか。

A 特例水準解消の対象となります。

平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額は引き下げず据え置く措置が講じられたため、法律が本来想定していた年金額（本来水準）に比べ、平成 24 年度時点で 2.5%高い年金額（特例水準）が支払われていました。

平成 16 年の年金制度改正により、本来水準と特例水準のそれぞれの式により算出した年金額を比較し、いずれか高い年金額をお支払いすることとなりましたので、平成 16 年度以降に年金受給権が発生している方についても、額が高い特例水準での年金額で決定しています。

このため、平成 16 年度よりも前に年金受給権が発生した方と同様に、特例水準解消分である 2.5%の年金額引き下げが段階的に行われます。（平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月に年金受給権が発生する方は 1.5%、平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月に年金受給権が発生する方は 0.5%引き下げられることとなります。）

Q. マクロ経済スライドとはどのようなものですか。

A 賃金や物価の改定率を調整して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みです。この仕組みは平成 16 年の年金制度改正によって導入されたものであり、将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、最終的な負担（保険料）の水準を定め、その中で保険料等の収入と年金の給付水準を調整することになりました。

具体的には、賃金・物価による改定率から、現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出した「スライド調整率」を差し引くことによって年金の給付水準を調整します。

Q. マクロ経済スライドによる調整はいつまで行われるのですか。

A 少なくとも 5 年に 1 度行われる財政検証において、年金財政が長期にわたって均衡すると見込まれるまで、マクロ経済スライドによる調整が行われます。

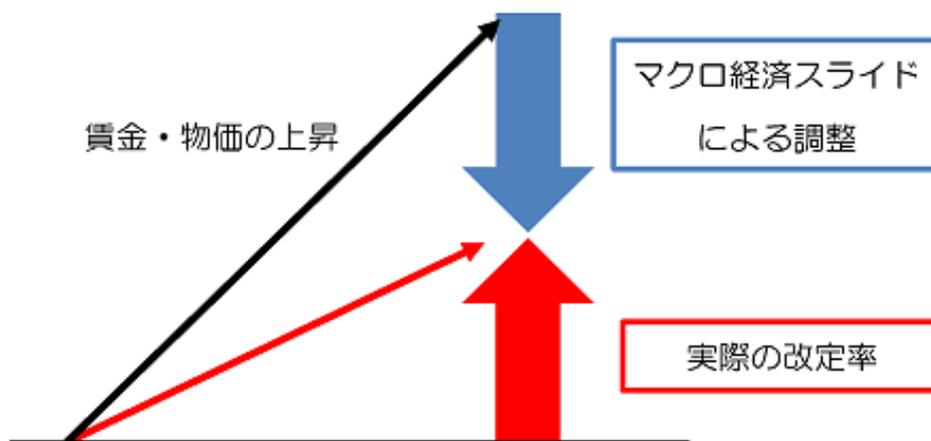
Q. 賃金や物価の上昇率が小さい場合でもマクロ経済スライドは行われるのですか。

A マクロ経済スライドによる調整は、ある程度賃金や物価が上昇した場合にはそのまま適用されますが、賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめます（この場合、結果として年金額の改定は行われません）。

また、賃金や物価の伸びがマイナスの場合は調整を行わず、賃金や物価の下落分のみ年金額を下げることになります。

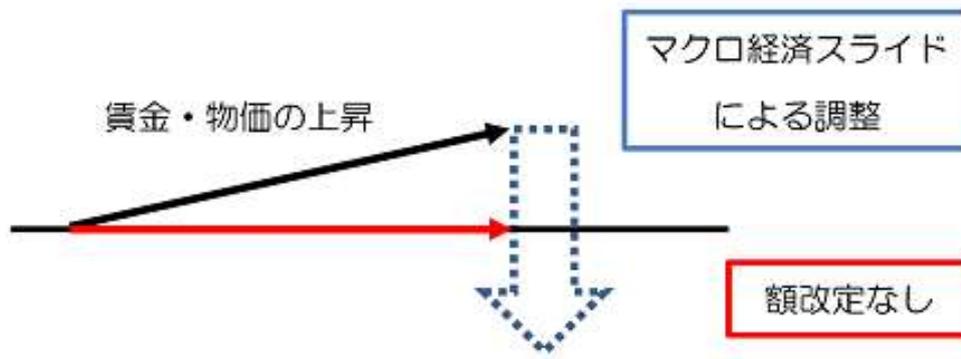
〔賃金・物価の上昇率が大きい場合〕

マクロ経済スライドによる調整が行われ、年金額の上昇については、調整率の分だけ抑制されます。



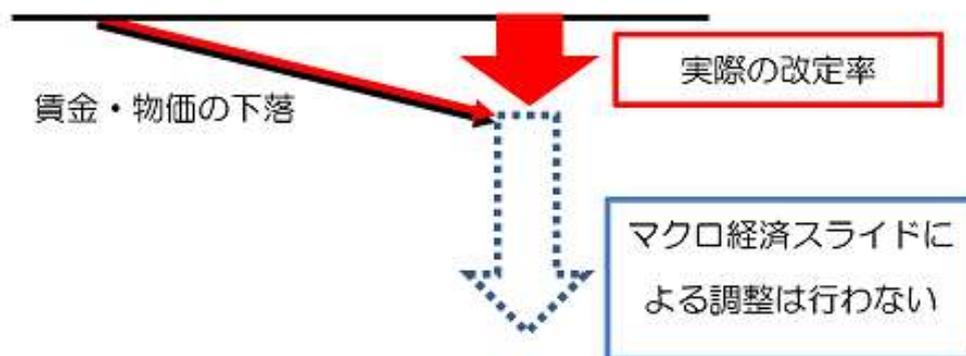
〔賃金・物価の上昇率が小さい場合〕

賃金・物価の上昇率が小さく、マクロ経済スライドによる調整を適用すると年金額がマイナスになってしまう場合は、年金額の改定は行われません。



〔賃金・物価が下落した場合〕

賃金・物価が下落した場合、マクロ経済スライドによる調整は行われません。結果として、年金額は賃金・物価の下落分のみ引き下げられます。



Q. 厚生年金の報酬比例部分について、0.9%よりも高い増額となっている人がいるのはなぜですか。

A 平成 12 年法律改正により、厚生年金の年金額は、年金を新規に受給開始するまでの賃金変動率を反映させた上で、受給を開始した以後の物価変動率に基づき改定することとされました。

このため、受給権者の生年月日によって賃金変動率の反映状況が異なることとなり、より長く過去の賃金上昇分が反映されている昭和 12 年度以後生まれの方は、昭和 11 年度以前生まれの方と比較して、本来水準の年金額が高くなっています。

よって、昭和 12 年度以後生まれの方は、平成 26 年度時点において、特例水準の全てまたは一部が解消しているため、0.9%より高い増額となっています。

Q. 厚生年金の報酬比例部分について、増額率が0.9%より低いか、増額自体が行われていない人がいるのはなぜですか。

A 厚生年金の報酬比例部分を計算する際に用いる平均標準報酬（月）額は、現在価値に置き換えるために、被保険者期間ごとに再評価率を乗じた上で、年金額計算を行っています。この再評価率は、被保険者期間ごとに毎年度改定されますが、直近の被保険者期間にかかる再評価率は、以下の理由により、他の被保険者期間にかかる再評価率とは異なる率で改定されます。

実質賃金変動率は3年度前（2～4年度前の平均）のものであるため、直近3年度の被保険者期間にかかる再評価率には反映しない。

前年の物価は、前年度及び当該年度の再評価率には反映しない。

このため、平成27年4月分からの年金額において、厚生年金保険の被保険者期間が直近の期間のみの方は、当該被保険者期間にかかる再評価率がマイナス改定されるため、増額率が0.9%より低いか、増額自体が行われていない場合があります。

Q. なぜ、平成27年4月分からの年金額が、改定前の年金額と比較して引き上げ幅が0.9%となっていないのですか。

A 平成27年4月分からの年金額については、付加年金に物価スライド改定がないこと、厚生年金基金から年金を受けている方の改定ルールなどにより、平成27年3月分までの年金額を0.9%引き上げた額と必ずしも一致するものではありません。

また、厚生年金の報酬比例部分について、下記1.2.の方は、0.9%とは異なる引き上げ幅となる場合があります。

一部の方（原則として昭和12年度以降生まれの方）は既に特例水準の全てまたは一部が解消しているため、この場合は0.9%より高い増額となります。

厚生年金保険の被保険者期間が直近の期間のみの方は、当該被保険者期間の平均標準報酬額に乗じる再評価率が、他の被保険者期間にかかる再評価率と異なるため、0.9%よりも低い引き上げ幅となるか、増額自体が行われない場合があります。

Q. 厚生年金基金から年金を受けていますが、国から受けている年金額はどのようになりますか。

A 厚生年金基金から年金を受けている方の年金額は、国（機構）からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。

平成 27 年 4 月分からの年金額は、3 月分までの年金額と比較して、この合計額からおおよそ 0.9%引き上げられますが、厚生年金基金の代行部分については、物価・賃金の変動による改定、特例水準の解消及びマクロ経済スライドによる調整が行われなため、厚生年金基金の代行部分にかかる引き上げ分は、国からお支払いする年金額に含まれることとなります。

※引き上げ幅の合計については、厚生年金基金から年金を受けられていない方と変わりません。

Q. これまで受給していた満額の老齢基礎年金（772,800 円/年）は、平成 27 年 4 月分からプラス 0.9%の年金額改定が行われることで、何円になりますか。また、どのような計算が行われているのですか。

A これまでの年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず年金額は据え置く措置をとった時の計算式に基づき算出しています（特例水準）。満額の老齢基礎年金の計算式は以下のとおりで、平成 16 年改正前の規定に定める額（804,200 円）に「平成 26 年度の政令で定める特例水準の改定率（0.961）」を乗じて算出した 772,800 円が満額の老齢基礎年金となります。

<平成 26 年 4 月分から平成 27 年 3 月分までの年金額（満額の老齢基礎年金）の計算式>

$$804,200 \text{ 円} \quad \times \quad 0.961 \quad \rightleftharpoons \quad 772,800 \text{ 円}$$

平成 16 年改正前の規定に

定める特例水準の額

平成 26 年度の政令で

定める特例水準の改定率

年金額

平成 27 年 4 月分からの年金額は特例水準が解消され、法律が本来想定している水準（本来水準）での計算式に基づき算出します。改定後の満額の老齢基礎年金の計算式は以下のとおりで、平成 16 年改正後の規定に定める額（780,900 円）に「平成 27 年度の政令で定める改定率（0.999）」を乗じて算出した 780,100 円が満額の老齢基礎年金となります。

<平成 27 年 4 月分からの年金額（満額の老齢基礎年金）の計算式>

$$780,900 \text{ 円} \quad \times \quad 0.999 \quad \text{※1} \quad \rightleftharpoons \quad 780,100 \text{ 円}$$

平成 16 年改正後の

規定に定める額

平成 27 年度の政令で

金額調整が開始されるため、平成 27 年 4 月分（6 月受け取り分）の年金額からは、賃金上昇率（2.3%）に特例水準の解消（マイナス 0.5%）及びマクロ経済スライド（マイナス 0.9%）をあわせ、3 月分までの年金額に比べ、基本的に 0.9%の増額となります。